

日本学生支援機構 大学院 第一種奨学金

「特に優れた業績による返還免除」申請について

「特に優れた業績による返還免除」とは、**大学院第一種奨学生**で**本年度中に貸与終了**となる者のうち、大学院在学中に優れた業績を挙げた者として、大学からの推薦を受け、機構が認定した場合に、貸与金額の全額又は半額を免除する返還免除制度です。

希望者は下記のとおり各所属研究科教務掛等へ申し出てください。

記

1. 対象者

大学院第一種奨学生採用者で、本年度中に貸与が終了する(した)者
(満期・辞退・退学等)

【注意!】

- 課程修了は要件とはしませんが、貸与終了時の在学している課程で優れた業績を挙げたことが必要です。
- 日本学術振興会特別研究員採用予定者で、本年度中(平成27年3月まで)に日本学生支援機構の第一種奨学金を辞退等貸与終了する者は、今回の免除申請の対象となります。
- 第二種から第一種へ移行した(追加採用等により変更となった)者は、第一種奨学金分のみが対象となります。

2. 提出書類及び期限

所属研究科教務掛等の指示に従ってください。

3. 返還免除額

選考の上、貸与金額の全額又は半額が免除されます。

(注) 申請者全員が免除される訳ではありません。

4. 免除者の決定時期

平成27年6月中旬(予定)

日本学生支援機構より免除決定者へ直接通知されます(本学から日本学生支援機構に推薦しなかった者については、所属研究科教務掛等において確認願います)。

5. 注意事項

- (1) 平成27年度貸与期間が残る者で、平成27年4月以降の奨学金を継続しない者
[辞退者(平成27年度日本学術振興会特別研究員内定者を含む)・退学予定者]

本年度の返還免除対象者となります。申請する場合には、事前に異動願を提出する必要がありますので、2月23日(月)までに印鑑持参の上、学務部学生課奨学掛にて手続きを行ってください。

- (2) 返還の手続き

返還免除申請する者も、必ず返還の手続き(平成21年度以前採用者については返還誓約書、平成22年度以降採用者についてはリレー口座加入申込書のコピーを提出)が必要です。

まだ、返還の手続きをしていない場合は、至急学務部学生課奨学掛まで必要書類を提出して下さい。特に平成21年度以前採用者については「返還誓約書」未提出の場合は申請ができません。

ただし、辞退・退学予定者でまだ返還書類が交付されていない者(これから異動手続を行う者等)については、異動手続後、学務部学生課奨学掛から書類が交付され次第、速やかに提出してください。

注意【平成21年度以前採用で、これから異動手続を行う場合】

人的保証選択者の「返還誓約書」には、連帯保証人及び保証人を立てる必要があります。今のうちからお願いしておいてください。

返還誓約書が不備のままでは、返還免除は申請できません。

- (3) 既に本年度途中で貸与終了した者(辞退・退学等の手続き済み)

本免除の認定結果が出る前に返還期日が到来する場合がありますので、返還免除を希望する者は、「返還のてびき」記載の「奨学金返還期限猶予願」と「業績優秀者返還免除申請書」のコピーを学務部学生課奨学掛へ提出してください。

ただし、奨学金を辞退等した場合で、引き続き大学に在学している者については、在学届を提出することにより奨学金の返還は猶予されます。

担当 学務部学生課奨学掛

TEL 075-753-2535

平成26年12月